

市第59号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定（第4条）

第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条 第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条 第44条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条 第49条）

第4章 療養介護

第1節 基本方針（第50条）

第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）

第3節 設備に関する基準（第53条）

第4節 運営に関する基準（第54条 第78条）

第5章 生活介護

第1節 基本方針（第79条）

第2節 人員に関する基準（第80条 第82条）

第3節 設備に関する基準（第83条）

第4節 運営に関する基準（第84条 第95条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条 第98条）

第6章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3節 設備に関する基準（第102条）

第4節 運営に関する基準（第103条 第110条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

第7章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）

第3節 設備に関する基準（第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条 第123条）

第8章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条 第141条）

第9章 自立訓練（機能訓練）

- 第 1 節 基本方針（第 142 条）
- 第 2 節 人員に関する基準（第 143 条・第 144 条）
- 第 3 節 設備に関する基準（第 145 条）
- 第 4 節 運営に関する基準（第 146 条 第 149 条）
- 第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150 条・第 151 条）

第10章 自立訓練（生活訓練）

- 第 1 節 基本方針（第 152 条）
- 第 2 節 人員に関する基準（第 153 条・第 154 条）
- 第 3 節 設備に関する基準（第 155 条）
- 第 4 節 運営に関する基準（第 156 条 第 159 条）
- 第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 160 条・第 161 条）

第11章 就労移行支援

- 第 1 節 基本方針（第 162 条）
- 第 2 節 人員に関する基準（第 163 条 第 165 条）
- 第 3 節 設備に関する基準（第 166 条・第 167 条）
- 第 4 節 運営に関する基準（第 168 条 第 172 条）

第12章 就労継続支援 A 型

- 第 1 節 基本方針（第 173 条）
- 第 2 節 人員に関する基準（第 174 条・第 175 条）
- 第 3 節 設備に関する基準（第 176 条）
- 第 4 節 運営に関する基準（第 177 条 第 185 条）

第13章 就労継続支援 B 型

- 第 1 節 基本方針（第 186 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 187 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 188 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 189 条・第 190 条）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 191 条
第 194 条）

第14章 共同生活援助

第 1 節 基本方針（第 195 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 196 条・第 197 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 198 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 199 条 第 201 条）

第15章 多機能型に関する特例（第 202 条・第 203 条）

第16章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第 204 条・第 205 条）

第17章 雑則（第 206 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「法」という。）第30条第 1 項第 2 号イ並びに第43条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第36条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者又は障害児をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号の指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給された療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の

規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(5) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(6) 多機能型 第79条の指定生活介護の事業、第142条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条の指定就労移行支援の事業、第173条の指定就労継続支援A型の事業及び第186条の指定就労継続支援B型の事業並びに横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第5条の指定児童発達支援の事業、同条例第62条の指定医療型児童発達支援の事業、同条例第72条の指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第82条の指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第4章、第5章及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個

別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 指定障害福祉サービス事業者は、その人員、設備及び運営に関し、この条例に規定する指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を超えて常に向上させるよう努めるものとする。

第 2 章 指定障害福祉サービス事業者の指定

(法第36条第3項第1号の条例で定める者)

第 4 条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

- 2 前項の法人は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配

法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下この項において「暴力団等」という。）であってはならない。ただし、前項ただし書の申請については、暴力団等又は同条例第 2 条第 4 号の暴力団員等であってはならない。

- 3 前 2 項の規定は、法第 37 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更及び法第 41 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

第 3 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第 1 節 基本方針

第 5 条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害によ

り移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 6 条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第 4 節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で 2.5 以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、当該事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第 7 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第 8 条 前 2 条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第 9 条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、その利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、第32条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えて

はならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を当該指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第21条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支

給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前 3 項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第 3 項の交通費については、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、その額について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第23条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者等から依頼があったときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からこれに係る指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者

負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第25条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第 1 項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第27条 サービス提供責任者（第 6 条第 2 項のサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、第 1 項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第28条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第29条 指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに次に掲

げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項
（介護等の総合的な提供）

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする

者がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第39条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第40条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他

の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは当該指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条の運営適正化委員会

が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第

27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

- 2 第10条から前条まで（第33条を除く。）の規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは、「第8条において準用する第6条第2項」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （従業者の員数）

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基

準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第47条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第48条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該基準該当居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該基準該当居宅介護が第45条第2項のサービス提供責任者が行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が基準該当居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第1項において準用する第27条第1項に規定する計画の

実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し、適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは

「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の厚生労働大臣の定める基準以上
 - (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上
 - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに常勤換算方法で利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
 - (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が60人以下 1人以上
 - イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に

指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに次項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に 1 人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第 1 項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第 1 項第 3 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第 1 項第 4 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号の医療型障害児入所施設をいう。第 53 条第 3 項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第 24 条の 2 第 1 項の指定障害児入所施設をいう。第 53 条第 3 項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同法第 24 条の 2 第 1 項の指定入所支援をいう。次項及び第 53 条第 3 項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 53 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第 1 項から第 6 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第52条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

（設備）

第53条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第 205 号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営に必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する

条例第54条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(受給者証記載事項の報告等)

第54条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(次項及び第3項において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第55条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。
- 3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定療養介護事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、第3項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福

社サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第58条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第56条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じてその支援を適切に行うとともに

に、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この条及び第77条第2項第1号において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事

項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。
この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第 4 項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第 2 項から第 7 項までの規定は、第 8 項の療養介護計画の変更

について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第64条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に

資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第66条 指定療養介護事業所の従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決

定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第68条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法

- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害の対策)

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難

、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその

他の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
- (2) 第55条第 1 項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 第67条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第75条第 2 項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第 1 項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第56条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 5 章 生活介護

第 1 節 基本方針

第79条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介

護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 9 章、第 10 章及び附則第 2 項において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数
以上

(イ) 平均障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除

した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数
以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに 1 人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに 1 人以上とする。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40
又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項第 2 号及び第 5 項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に 1 人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第 1 項第 2 号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その

他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- 5 第 1 項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 2 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第82条 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(設備)

第83条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない

い。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第 1 項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第 1 項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第84条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第 1 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定生活介護事業者は、第 1 項から第 3 項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第85条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 4 指定生活介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第86条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第87条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

ない。

(食事)

第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第89条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わな

いことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害の対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第92条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適

正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項

第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 95 条」と読み替えるものとする。

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第 96 条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下この条において「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1 項の指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第 90 条の指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第 91 条第 1 項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第 93 条第 2 項第 1 号の食堂及び機能訓練室をいう。第 150 条第 2 号及び第 160 条第 2 号において同じ。）の面積を指定通所介護を利用する者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護を利用する者の数を指定通所介護を利用する者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計

数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サ

ービス基準等条例第83条第 1 項の登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の 2 分の 1 から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又

は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 98 条 第 84 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

第 6 章 短期入所

第 1 節 基本方針

第 99 条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければ

ならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 100 条 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第 5 条第 8 項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項第 1 号において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業者、第 153 条第 1 項の指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第 25 条第 6 号の宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者（ア及び次項第 2 号において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に第 124 条の指定共同生活介護、第 15

2 条の指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第 6 号の宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第 195 条の指定共同生活援助（次項第 2 号アにおいて「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所、第 153 条第 1 項の指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げる時間帯を除く。） (ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人以下 1 人以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 人以上 1 に、当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が指定短期入所の利用者以外の利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各

号に掲げる数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げる時間帯を除く。） (ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人以下 1 人以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 人以上 1 に、当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活

支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所、第 143 条第 1 項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第 153 条第 1 項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第 163 条第 1 項の指定就労移行支援事業所、第 174 条第 1 項の指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章及び第 8 章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合
- ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第 124 条の指定共同生活介護、第 142 条の指定自立訓練（機能訓練）、第 152 条の指定自立訓練（生活訓練）、第 162 条の指定就労移行支援、第 173 条の指定就労継続支援 A 型、第 186 条の指定就労継続支援 B 型、第 195 条の指定共同生活援助又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定通所支援を提供する時間帯 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間帯以外の時間帯 (ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 当該日の利用者の数が 6 人以下 1 人以上

(イ) 当該日の利用者の数が 7 人以上 1 に、当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に掲げる数

(準用)

第 101 条 第 7 条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 102 条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が指定短期入所の利用者以外の利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所は、当該併設事業所及びこれと同一敷地内にある法第 5 条第 8 項に規定する施設(以下この項において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することがで

きるものとする。

3 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有することとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営に必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4 人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8 平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

第 4 節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第 103 条 指定短期入所の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第 104 条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第 105 条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所事業者は、第 1 項から第 3 項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第 106 条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法

等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第 107 条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、その支給決定障害者等の負担により当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第 108 条 指定短期入所事業者は、次の各号(第 100 条第 2 項の規定の適用を受ける施設にあっては、第 3 号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員

- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第 109 条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所又は第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第 34 条第 1 項の共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及びこれに近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第 110 条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 105 条第 1 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第 105 条第 2 項」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第 108 条の運営規程」と読み替えるものとする。

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当短期入所の基準)

第 111 条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 5 項の宿泊サービスをいう。次号及び第 3 号において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービ

スを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける利用者の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 2 号ウの個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当短期入所を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 112 条 第 105 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

第 7 章 重度障害者等包括支援

第 1 節 基本方針

第 113 条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 114 条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者を除く。第 117 条において同じ。）又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を 1 人以上置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者（次項及び第 121 条において「サービス提供責任者」という。）は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 サービス提供責任者のうち 1 人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第 115 条 第 7 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 116 条 第 9 条第 1 項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 117 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第 118 条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第 119 条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に

限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)又は横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第 120 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第 1 項のサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第 121 条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第 122 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 35 条から第 43 条まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 122 条」と、第 36 条中「運営規程」とあるのは「第 122 条の運営規程」と読み替えるものとする。

第 8 章 共同生活介護

第 1 節 基本方針

第 124 条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定

共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 125 条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を 6 で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに常勤換算方法で
アからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。)第 2 条第 3 号の区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数
 - イ 区分省令第 2 条第 4 号の区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数
 - ウ 区分省令第 2 条第 5 号の区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数
 - エ 区分省令第 2 条第 6 号の区分 6 に該当する利用者の数を 2.

5 で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又はこ

れと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2 人以上10人以下とする。
- 7 ユニットの基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第 4 節 運営に関する基準

（入退居）

第 128 条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とす

る利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（入退居の記録の記載等）

第 129 条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
（利用者負担額等の受領）

第 130 条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 家賃（法第34条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第 2 項において準用する法第29条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第 2 項において準用する法第29条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
 - (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活介護事業者は、前 3 項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障

害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第 131 条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があったときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第 132 条 指定共同生活介護事業者は、第 141 条において準用する

第60条第1項の共同生活介護計画（次項において「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、その者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第 133 条 サービス管理責任者は、第 141 条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期

的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる
と認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生
活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第 134 条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の
自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっ
て行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が
共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負
担により当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介
護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 135 条 指定共同生活介護事業者は、利用者について指定生活介
護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければなら
ない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要
な行政機関に対する手続等について当該利用者又はその家族が行
うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行
わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図る
とともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努
めなければならない。

(運営規程)

第 136 条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 137 条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を

提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第 138 条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 139 条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 140 条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定

めておくよう努めなければならない。

(準用)

第 141 条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第 136 条」と、第21条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第 130 条第 2 項」と、第60条(第 3 項及び第 9 項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第77条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第 3 号中「第67条」とあるのは「第 141 条において準用する第90条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 141 条」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第 136 条の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 140 条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第 9 章 自立訓練(機能訓練)

第 1 節 基本方針

第 142 条 自立訓練(機能訓練)(規則第 6 条の 6 第 1 号の自立訓練(機能訓練)をいう。以下この章において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。

)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して、規

則第 6 条の 6 第 1 号に規定する期間にわたり身体機能の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 143 条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下この章において「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

エ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項第 1 号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第 1 項、第 2 項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 1 号の看護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第 1 項第 1 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第 1 項第 2 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第 144 条 第 52 条及び第 81 条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 145 条 第 83 条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第 146 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第 1 項から第 3 項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第 147 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第 148 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第 163 条第 1 項の指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービ

ス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第 149 条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において

準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護を利用する者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受け利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護を利用する者の数を指定通所介護を利用する者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受け利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受け利用者の数に対して適切

なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 151 条 第 146 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

第 10 章 自立訓練（生活訓練）

第 1 節 基本方針

第 152 条 自立訓練（生活訓練）（規則第 6 条の 6 第 2 号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下この章において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 第 2 号に規定する者に対して、規則第 6 条の 6 第 2 号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 153 条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を 6 で除した数とイに掲げる利用者の数を 10 で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、規則第 25 条第 6 号の宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに 1 人以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第 1 号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員

の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ 1 人以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、前 2 項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。

4 第 1 項（第 2 項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第 1 項及び第 2 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第 1 項第 1 号又は第 2 項の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

7 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第 154 条 第 52 条及び第 81 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(設備)

第 155 条 指定自立訓練 (生活訓練) 事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練) 事業所にあつては、第 1 項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練 (生活訓練) 事業所にあつては、同項の訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1 人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とする。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第 1 項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第 1 項及び第 3 項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練 (

生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第 156 条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を当該指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前 2 項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 157 条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く

。) において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第 1 項及び第 2 項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第 3 項第 1 号及び前項第 1 号から第 3 号までに掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによ

るものとする。

- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第 1 項から第 4 項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第 3 項及び第 4 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第 158 条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第 60 条第 1 項の自立訓練（生活訓練）計画
 - (2) 第 156 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録
 - (3) 次条において準用する第 90 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第 75 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録
 - (5) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 159 条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特

例訓練等給付費」と、第 131 条第 1 項中「支給決定障害者（）」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）（）」と読み替えるものとする。

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第 160 条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護を利用する者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受け利用者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護を利用する者の数を指定通所介護を利用する者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受け利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受け利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所

その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 161 条 第 146 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練 (生活訓練) の事業について準用する。この場合において、同条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用 (特定費用を除く。) の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額) 」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

第 11 章 就労移行支援

第 1 節 基本方針

第 162 条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス (以下「指定就労移行支援」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 9 に規定する者に対して、規則第 6 条の 8 に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 163 条 指定就労移行支援の事業を行う者 (以下この章において「指定就労移行支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所

(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第 1 項第 1 号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか 1 人

以上は、常勤でなければならない。

5 第 1 項第 2 号の就労支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

6 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第 164 条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 2 号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

(2) サービス管理責任者 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が61人以上 1 に、利用者の数が60を超えて40
又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定は、前項の従業者
及びその員数について準用する。

(準用)

第 165 条 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業に
ついて準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業
所については、同条の規定は、適用しない。

第 3 節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第 166 条 次条において準用する第83条の規定にかかわらず、認定
指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧
師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によ
りあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は
養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第 167 条 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用
する。

第 4 節 運営に関する基準

(実習の実施)

第 168 条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第 172 条において
準用する第60条第 1 項の就労移行支援計画に基づいて実習できる
よう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当た
っては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害

者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123 号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第 169 条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第 170 条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第 171 条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を市長に報告しなければならない。

（準用）

第 172 条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第

68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第131条第1項中「支給決定障害

者（ 」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）（ 」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援 A 型

第 1 節 基本方針

第 173 条 規則第 6 条の10第 1 号の就労継続支援 A 型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 A 型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 174 条 指定就労継続支援 A 型の事業を行う者（以下この章において「指定就労継続支援 A 型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援 A 型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに 1 人以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、
ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ
に掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に
指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所の従業者は、専
ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなけれ
ばならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限
りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人
以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤で
なければならない。

(準用)

第175条 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事
業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第176条 指定就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室
、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなけ
ればならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第 1 項の訓練・作業室は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
- 4 第 1 項の相談室及び多目的室その他必要な設備は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第 1 項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 177 条 指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第 178 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型事業者（多機能型により第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く。）は、規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援 A 型を提供することができる。

（就労）

第 179 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第 180 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第 178 条第 1 項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、第 178 条第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めな

ればならない。

- 4 第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第 181 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第 185 条において準用する第 60 条第 1 項の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第 182 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第 183 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第 184 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に 100 分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に 100 分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に 100 分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第 185 条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第 185 条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第24条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第59条第 1 項及び第60条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、

第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第13章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第186条 規則第6条の10第2号の就労継続支援B型（以下この章において「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（準用）

第187条 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第188条 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第 189 条 指定就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下この章において「指定就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）は、3,000 円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第 1 項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県及び市長に報告しなければならない。

(準用)

第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費

」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第190条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第191条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B

型の事業を行う事業所（以下この節において「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。）ごとに、横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。次項において「保護施設基準条例」という。）第 32 条各号に掲げる職員のうちから 1 人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援 B 型事業所は、保護施設基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第 192 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援 B 型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第 193 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条 (第 1 項を除く。)、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条 (第 1 項を除く。)、第 147 条、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 192 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条 (第 3 項及び第 9 項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、

同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 192 条の運営規程」と、第 146 条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

第 14 章 共同生活援助

第 1 節 基本方針

第 195 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 196 条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活

援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上

(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 197 条 第 126 条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 198 条 第 127 条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(家事等)

第 199 条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第 200 条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第 201 条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条

」とあるのは「第 201 条において準用する第 136 条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 130 条第 1 項」と、第24条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 130 条第 2 項」と、第60条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第67条」とあるのは「第 201 条において準用する第90条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 201 条」と、第90条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第 201 条において準用する第 136 条の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条において準用する第 140 条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 132 条第 1 項中「第 141 条」とあるのは「第 201 条」と、「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 133 条中「第 141 条」とあるのは「第 201 条」と、同条第 3 号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と、第 135 条第 1 項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第 202 条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所並びに指定児童発達支援事業所（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 6 条第 1 項の指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第 63 条第 1 項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第 73 条第 1 項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項及び第 5 項並びに第 174 条第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 6 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（これらの規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず

、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

- (1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上
- (2) 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
(設備の特例)

第 203 条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第16章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例
(従業者の員数に関する特例)

第 204 条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下この章において「一体型指定共同生活介護事業所」という。）並びに指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下この章において「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第 125 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 196 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定

共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を 6 で除した数以上

- (2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数の合計が30人以下 1人以上

イ 利用者の数の合計が31人以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第 205 条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第 127 条 (第 198 条において準用する場合を含む。) 及び第 139 条 (第 201 条において準用する場合を含む。) の規定を適用する。

第17章 雑則

(委任)

第 206 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第 1 号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第 1 項第 2 号アの規定にかかわらず、同条第 3 項の指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数

イ 平均障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数

ウ 平均障害程度区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(平成18年10月 1 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者に関する特例)

4 平成18年10月 1 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者

は、第 127 条第 1 項（第 198 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（平成18年10月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例）

- 5 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 127 条第 6 項及び第 7 項（これらの規定を第 198 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第 171 号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第 109 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準によることができる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 6 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第 2 条第 4 号の区分 4、同条第 5 号の区分 5 又は同条第 6 号の区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において当

該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、第134条第3項の規定は、適用しない。

7 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、第134条第3項の規定は、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて市町村が必要と認めること。

8 前2項の場合において、指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数について、第125条第1項第2号イからエまでの規定を適用する場合は、これらの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（平成18年10月1日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

9 平成18年10月1日において現に法附則第46条の規定による改正

前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8の知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）として存していた指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合は、当分の間、第127条第6項中「10人以下」とあるのは「30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

- 10 平成18年10月1日において現に精神障害者生活訓練施設、旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号の精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条第1号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号の通所施設及び同条第2号の精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害

者福祉法第21条の6の知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令第1条第3号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イの指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イの指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）又は指定知的障害者通勤寮として存していた指定自立訓練（生活訓練）事業所において行われる指定宿泊型自立訓練について、第155条第3項の規定を適用する場合は、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものを除く。）であったものについては「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮であったものについては「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設であったものについては「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮で

あったものについては「6.6平方メートル」とする。

- 11 前項の規定にかかわらず、旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮であったものについて、第155条第3項の規定を適用する場合は、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
(身体障害者更生施設等に関する経過措置)
- 12 平成18年10月1日において現に法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(平成24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条の身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条の身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第31条の身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)として存していた建物において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合については、当分の間、第53条第1項、第83条第1項(第145条及び第167条において準用する場合を含む。)、第155条第1項又は第176

条第 1 項（第 188 条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

- 13 平成18年10月 1 日において現に指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設として存していた指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A 型の事業又は指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、同日において現に存していた分場（整備省令第 1 条第 2 号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第 1 項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第 6 条第 1 項及び第 47条第 1 項の分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）をこれらの事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置している場合については、当分の間、第81条第 2 項（第 144 条、第 154 条、第 165 条、第 175 条及び第 187 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

（第1号省略）

(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

（ロ、第3号及び第2項から第4項まで省略）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第36条 （第1項及び第2項省略）

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第7号を除く。）の

いずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者都道府県の条例で定める者でないとき。

(第2号から第13号まで、第4項及び第5項省略)

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(第3項及び第4項省略)

(大都市等の特例)

第106条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。